

事務連絡  
平成30年9月10日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 食品表示主管部（局） 御中

消費者庁表示対策課

食品表示基準の弾力的運用を踏まえた周知チラシについて

消費者庁、農林水産省及び厚生労働省は、「平成30年北海道胆振東部地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（平成30年9月7日付け。以下「3省連名通知」という。）を関係自治体に通知したところです。

被災地に食品を円滑に流通させつつ、アレルギー疾患をお持ちの方の健康被害を防止するため、3省連名通知の趣旨を避難所の管理者に徹底する必要があり、別添のチラシを作成しました。

つきましては、本チラシを管内全避難所の管理者への周知に御活用ください。

また、本チラシの配布を契機として、地区保健所を含めた各部局へ事業者や被災者等から問合せがある場合には、御対応のほど、よろしくお願ひします。

なお、下記の2項目の実施については、当庁においてすべきものと考える一方、可及的速やかに避難所に配布する必要もあることから、お忙しいこととは存じますが、貴部局において、下記の2項目の実施について、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 チラシに、安全性に関する表示事項についての問合せ先名称及び連絡先並びに品質に関する表示事項についての問合せ先名称及び連絡先を記載の上、地区保健所へのチラシの電子媒体の送付
- 2 地区保健所において、印刷の上、避難所への送付（配布）

お問合せ  
消費者庁 表示対策課 食品表示対策室  
川島、吉川  
電話：03-3507-9126

## 食品を支給・販売する場合の表示に 気をつけてください！！

- このたび、平成30年北海道胆振東部地震の被害を受けられた地域(9月6日時点179市町村)に限り、被災地への食品の円滑な供給を図るため、食品の表示ルールの弾力的な運用をしています。
- このため、表示事項の記載のない食品が流通する場合があります。
- **アレルギーや消費期限**については、従来どおり表示されます。

表示のない食品を提供する場合は、次のことに十分気をつけてください。

- ・ アレルゲンを含むかどうか不明な場合は、アレルギー疾患を有する被災者の方に渡さないでください。
- ・ 期限表示が不明な場合は、長期保存を避け、早めに食べるようしてください。開封後の食品は、食べ残しを保管せず、適切な喫食方法で、速やかに消費してください。
- ・ 乳児用液体ミルクについては、必要な情報を適切に提供してください。また、開封後の飲み残しを保管しないでください。

### 〔問合せ先〕

#### ○安全性に関する表示事項

(名称、添加物、消費期限、賞味期限、保存方法、アレルギー等)

- 課(○○-○○○○-○○○○)
- 保健所(○○-○○○○-○○○○)
- 保健所(○○-○○○○-○○○○)
- 保健所(○○-○○○○-○○○○)

#### ○品質に関する表示事項

(名称、原材料名、内容量、産地等)

- 安全推進課(○○-○○○○-○○○○)
- 消費者センター(○○-○○○○-○○○○)

\* ○○の部分には、該当の担当課、保健所名、問合せ先等が入ります。